

大阪市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和7年7月20日執行予定の大阪市議会議員東成区選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のとおり定める。

令和7年6月12日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

被登録資格の決定の基準となる日 令和7年7月10日

ただし、年齢は選挙の期日により算定する。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（令和7年6月12日揭示済）